

第百六十九号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年九月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百合子

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の項中 同 飛鳥高等学校

北区王子六丁目八番八号

を

同 飛鳥高等学校

北区王子六丁目八番八号

に改め、

同 赤羽北桜高等学校

同 西が丘三丁目十四番二十号

同表四の項中 同 八王子西特別支援学校

八王子市東浅川町五百四十六番地一

を

同 八王子西特別支援学校

八王子市東浅川町五百四十六番地一

に改める。

同 東久留米特別支援学校

東久留米市野火止二丁目一番十一号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

中等教育の振興及び特別支援教育の推進を図るため、東京都立赤羽北桜高等学校及び東京都立東久留米特別支援学校を設置する必要がある。